

平成31年第4回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成31年4月26日(金)					
開催場所	日高市役所 501会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時30分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	出席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	欠席
	3	眞通 昭彦	欠席	6	本藤 利一	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主幹 市川 徹 主査 大森 充浩 主事 榑 有也
傍聴人	
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第15号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第5 専決処分報告について</p> <p>その他</p>

<p>議 長</p>	<p><b>日程第 1 議事録署名委員の指名</b></p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は 5 番、6 番をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>日程第 2 議案第 1 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</b></p> <p>日程第 2 議案第 1 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より 1 番の朗読をお願いします。</p>
<p>事 務 局 議 長 5 番</p>	<p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の 5 番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>20 日に現地確認をしました。申請地はたかはしたまごの西側に位置します。申請地の北側には木があり、南側は枯草がありました。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲受人は、鳩山町の農業者であり、年間の農業従事日数は 360 日、主にとらもろこし、なす、水稻などを栽培する農業者です。</p> <p>譲渡人が申請地の管理が難しいため、譲渡人の親戚で農業者である譲受人へ所有権移転することで、農地の活用と譲受人の経営拡大を目的としているものです。</p>
<p>議 長 13 番 事 務 局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>譲受人の経営地の状況を教えてください。</p> <p>鳩山町のみ農地を所有し、農業を経営しております。日高市には所有する農地はありません。</p>
<p>2 番 事 務 局 議 長 委 員</p>	<p>申請地はどのように利用する計画ですか。</p> <p>栗を栽培する計画となっております。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 8 番</p>	<p>事務局より 2 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の 8 番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>24 日に 1 番（推進委員）と現地を確認し、譲受人の父親から話を伺いました。申請地は県道川越日高線のおぐれっしゅ中央直売所の西側に位置します。現地は 30 c m の草が生えており、申請地の中央は黒土となっております。25 年前に農地を改良し、それからは草刈りをして刈った草を肥料としていたとのこと。譲受人は年齢が〇〇歳でサラリーマンをしており、年間約 150</p>

	<p>日程度、農業に従事しているとのこと。現在は、父親と子どもと三人で農作業をしており、県道の北側の土地と自宅の近くの土地で自家消費分と出荷用の野菜を栽培しているとのこと。定年退職後は農業に専念したいとのことでした。譲渡人と譲受人は古くからの知り合いであり、譲渡人が買い手を探していたところ譲受人から承諾を得られたため、申請に至っております。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>日程第3 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について</b> 日程第3議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
<p>事 務 局 議 長 14 番</p>	<p>〈議案朗読〉 本件担当の14番より申請地の状況について説明をお願いします。 23日に現地確認をしました。申請地は高富の交差点から西へ150mほど離れたところに位置しております。地目は山林となっておりますが、現況は栗畑でした。申請地西側の土地を譲受人が資材置場として使用しており、北側の道路に接する土地の土地所有者から通行について承諾を得られなかったため、南側からの出入りを計画したとのこと。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 申請地につきましては、平成29年に山林を改良し、畑として譲渡人が使用しています。現況が農地であり、農地台帳へ登録されていることから農地法の制限がかかるため、今回の申請に至っております。 譲受人は建設現場の足場を組立て設置する事業者です。 転用の目的については、当該申請地の西側の土地に足場設備などを置く資材置場を設置しておりますが、現在の出入り口が3m程度しかなく、運搬車両等の出入りに苦慮している状況です。これを解決するため、出入り口を広げる計画をしたものです。 申請地の農地区分は1種農地ですが、既存敷地面積の2分の1以下であり計画面積の妥当性、また、計画目的に必要性が認められるため、許可相当と考えます。</p>
<p>議 長 1 番 (推進委員) 事 務 局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 地目が田、畑以外の土地を農地にすることはできますか。 農業経営を行っている方が経営地拡大のため、地目が畑、田以外の土地を農地として利用する場合があります。その際、経営者から自己の農地台帳へ登録するために農地認定の申請をしていただいています。そこで、農業委員</p>

1 番 (推進委員)	<p>会が農地と判断した場合、農地台帳へ登録します。</p>
事務局	<p>再度、地目が山林なのに農地転用の手続きをしなければならない理由を教えてください。</p>
6 番 (推進委員)	<p>申請地は過去に譲渡人が山林を改良し経営農地とするため、農地認定の申請を行い、農地台帳へ登録した農地となります。農地法は現況主義で制限がかかること、また、農地として認定されていることから農地転用申請が必要となります。</p>
事務局	<p>当該申請に関係ありませんが、畑をグラウンドで利用していた場合で、それを栗畑にする際には何か手続きが必要となりますか。</p>
6 番 (推進委員)	<p>何も手続きをせず、農地を別用途で使用することは農地法違反となります。別用途で使用していたものを農地へ戻す行為については、特に手続きはありません。</p>
事務局	<p>課税地目はどのようになりますか。</p>
12 番	<p>税務課の判断となりますが、現況に合わせての課税がされますので、おそらく、雑種地で課税されていると思われます。</p>
事務局	<p>公共利用する広場などの場合でも、厳密には違反地となりますか。</p>
議長	<p>適正に手続きがされていなければ、違反地となります。</p>
委員	<p>質疑がありましたらお願いします。</p>
議長	<p>ありません。</p>
委員	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
議長	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
事務局	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p>
議長	<p>〈議案朗読〉</p>
6 番	<p>本件担当の6番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>
議長	<p>申請地は旭ヶ丘の変電所の西側に位置します。現在は作付けはされていませんが、きれいに管理されていました。</p>
事務局	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p>
	<p>当該申請は、農振農用地の除外から計画されているもので、平成31年1月に除外認可を受けております。</p>
	<p>譲受人は建材の運搬を行う事業者です。</p>
	<p>転用の目的についてですが、譲受人は建材を運搬する大型車両を46台所有しておりますが、一番大型となる車両は全長15m程の大きさとなります。</p>
	<p>譲受人の業務運営において、太平洋セメントと提携をしている関係で、一番大型となる車両を近接する当該既存駐車場に集約しております。既存駐車場には15台駐車しておりますが、現在でも手狭となる状況である中、同型の車両を10台追加することも決定しており、駐車スペースを確保することが必要であることから、今回の申請に至っております。</p>

議 長 委 員 議 長	申請地の農地区分は1種農地ですが、既存敷地面積の2分の1以下であり計画面積の妥当性、また、計画目的に必要性が認められるため、許可相当と考えます。
委 員 議 長	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
議 長  事 務 局 議 長 11 番	<p><b>日程第4 議案第15号 農用地利用集積計画（案）の決定について</b></p> <p>日程第4議案第15号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。事務局より1番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の11番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>23日に現地確認をしました。申請地は高萩の交差点から西へ進み、女影の時計台を左折し、日高ガスを通り過ぎて、住宅の入り口のところに位置します。現在は耕運されている状態でした。</p>
議 長 事 務 局	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>借受人は、就農3年目の飯能市の農業者であり、主にブロッコリー、スイートコーン、枝豆を栽培する農業者です。申請地は借受人の経営地と近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としているものです。</p>
議 長 委 員 議 長	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。</p>
委 員 議 長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
議 長 事 務 局 議 長 14 番	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の14番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>24日に現地確認をしました。申請地は407号線のトヨタカローラから南へ向かい、大下橋の近隣に位置します。現在は牧草が生えていて、所々にたい肥が置かれている状態でした。</p>
議 長 事 務 局	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>借受人は狭山市の農業者で狭山市内に約7haの経営農地があり、働き手は世帯員3名とのことです。申請地は平成26年5月から利用権設定を</p>

<p>議長 委員 議長</p>	<p>しており、引き続き耕作していくため、更新を目的としているものです。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と いうことよろしいでしょうか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消して ください。</p>
<p>議長 2番 事務局</p>	<p><b>日程第5 専決処分の報告について</b> 日程第5 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 農業用施設届出は、建築されるものは物置ですか。 既に建築されているもので農業用倉庫になります。昭和46年に申請人の父 親が建築したもので、手続きがされていなかったため、適正なものとするも のです。</p>
<p>委員 議長 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

署名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

印

議事録署名委員

印

印